

# 仙北市国民健康保険におけるはり、きゅう及びあん摩マッサージ施術料の療養費代理受領に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条に規定する国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）に係る、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）を、法、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（平成4年5月22日保発第57号）、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発第1001002号。以下「留意事項通知」という。）及びその一部改正通知等に基づき、被保険者より委任を受けて療養費の支給申請及び受領（以下「代理受領」という。）を行う者の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(代理受領者の登録申請)

第2条 代理受領を行おうとする者は、代理受領機関登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて保険者に申請するものとする。

- (1) 施術所開設届出済書（写し）
- (2) 施術所の位置を示す2万5千分の1又は5万分の1の地図
- (3) 代理受領機関登録申請施術師一覧（別紙1）
- (4) 施術所所属施術師のはり師免許証、きゅう師免許証又はあん摩マッサージ指圧師免許証（写し）
- (5) 施術師以外の職員がいる場合は、施術所の組織体系図及び職員名簿

2 代理受領を行おうとする者が、その属する団体に代理受領又は代理受領に係る事務手続を委任する場合は、当該団体の代表者は、登録申請書に次の各号に掲げる書類を添えて保険者に申請するも

のとする。

(1) 所属施術所の施術所開設届出済書（写し）

(2) 所属施術所の位置を示す2万5千分の1又は5万分の1の  
地図

(3) 代理受領機関登録申請施術所一覧（団体用）（別紙2）

(4) 所属施術師のはり師免許証、きゅう師免許証又はあん摩マ  
ッサージ指圧師免許証（写し）

(5) 代理受領を行おうとする者とその属する団体との間で交わ  
した委任状（写し）又は契約書（写し）

(6) 当該団体の組織体系図及び職員名簿（委任取扱いの担当部  
所と担当者、及び委任先と委任元の関係を明記したもの）

3 保険者は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、  
適正であると認められるときは代理受領機関登録台帳（様式第2  
号）及び代理受領機関登録施術師一覧（別紙3）、代理受領機関  
登録施術所一覧（団体用）（別紙4）に登録し、代理受領機関登  
録（変更登録）認定通知書（様式第3号）を、又は内容が不適正  
である場合若しくは不正請求等が行われるおそれがある場合は代  
理受領機関登録申請（変更申請）却下通知書（様式第4号）を通  
知するものとする。

（登録申請の制限）

第3条 前条の登録申請ができる者は、被保険者から代理受領の委  
任を受けた施術師、その者が勤務する施術所の代表者、又はその  
者が勤務する施術所が所属する団体の代表者に限るものとする。

（申請事項の変更等）

第4条 代理受領機関登録された者（以下「代理受領者」とい  
う。）は、第2条の登録事項に変更があったときは、変更があっ  
た日から14日以内に、保険者に対し、代理受領機関登録変更申  
請書（様式第5号）及び代理受領機関登録変更・追加・除外申請  
施術師一覧（別紙5）、又は代理受領機関登録変更・追加・除外  
申請施術所一覧（団体用）（別紙6）にその内容を証する書類を

添えて、申請しなければならない。

- 2 保険者は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは代理受領機関登録台帳（様式第2号）及び代理受領機関登録施術師一覧（別紙3）、代理受領機関登録施術所一覧（団体用）（別紙4）の登録内容を変更し、代理受領機関登録（変更登録）認定通知書（様式第3号）を、内容が不適正である場合及び不正請求等が行われるおそれがある場合は代理受領機関登録申請（変更申請）却下通知書（様式第4号）を通知するものとする。

（療養費支給申請書の提出）

第5条 代理受領者が療養費の支給申請をするときは、次の各号に掲げる書類を保険者へ提出するものとする。

- （1）療養費支給申請書（はり・きゅう用）（留意事項通知別紙4の参考様式に準じるもので、代理受領機関登録番号を明記したもの）又は療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）（留意事項通知別紙4の参考様式に準じるもので、代理受領機関登録番号を明記したもの）
- （2）医師の同意書（はり及びきゅう療養費用）（留意事項通知別添1別紙1の基準様式に準じるもので、医師の記名押印又は署名のあるもの）又は医師の診断書（はり及びきゅう療養費用）（留意事項通知別添1別紙2の基準様式に準じるもので、医師の記名押印又は署名のあるもの）、若しくは医師の同意書（マッサージ療養費用）（留意事項通知別添2別紙1の基準様式に準じるもので、医師の記名押印又は署名のあるもの）又は医師の診断書（マッサージ療養費用）（留意事項通知別添2別紙2の基準様式に準じるもので、医師の記名押印又は署名のあるもの）
- （3）施術確認書（様式第6号）
- （4）往療集計書（様式第7号又はそれに準じるもの）
- （5）前各号に定めるもののほか、保険者が必要と認める書類

2 代理受領者が保険者に対して、前項の申請を行うときは、療養費の支給申請に係る施術を行った月分につき、翌月の15日までに一括して申請するものとする。

(申請に対する疑義がある場合の取扱い)

第6条 申請書等を審査した結果、内容に疑義が生じた場合は、法第66条、第113条、第113条の2及び114条の規定に基づき、次のとおり調査を行う。

(1) 被保険者等に対しては、施術状況等について調査を実施するものとする。

(2) 申請書等に記載された同意医師に対しては、同意又は再同意の有無及び診断結果等について照会し確認するものとする。

(3) 施術所等の代表者、施術師、その他従業員等に対してはその施術所等が提供した施術に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、又は疑義を明らかにするため必要な調査を行うものとする。

(4) 前号の報告若しくは書類等の提示又は調査に応じないときは、秋田県又は厚生労働大臣に対し、疑義事項について通報するとともに、法第45条の2に基づく調査を行うよう求めるものとする。

(5) 前2号において、その施術所等が、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する社団法人等の会員であるときは、原則として、当該社団法人等の協力を求めるものとする。

(申請の認定、却下)

第7条 保険者は、療養費支給申請書を審査した結果、申請を認めるときは、被保険者に対し、国民健康保険療養費支給決定通知書兼口座振込通知書(様式第8号)を通知し、療養費を支給する。また、申請を却下するときには、被保険者に対し、療養費支給申請却下通知書(様式第9号)を、併せて、代理受領者に対し、療養費支給申請却下通知書(様式第10号)を通知するものとする。

(代理受領の取扱いの中止)

第8条 保険者は、次のいずれかに該当するときは、代理受領者に対し、代理受領の取扱いを中止するものとする。

(1) 代理受領に係る不正又は不適正な療養費の請求が、故意又は重大な過失によるものと認められるとき。

(2) 一部負担金について、故意に不正又は不適正な取扱いを行ったと認められるとき。

(3) 他の保険者等関係団体において代理受領の取扱い中止の決定を受けたとき。

2 前項各号の判断は、第6条に基づく調査等の結果、その事実を総合的に勘案して行うものとする。ただし、前項第3号の判断は、関係団体からの通知内容の確認のみとする。

3 第1項に規定する代理受領者は、次に掲げる者とする。

(1) 施術師（不正又は不適正請求に係る施術に関与した施術師だけでなく、その施術所に勤務する施術師全員）

(2) 不正又は不適正な事実に関与した従業員（不正又は不適正な療養費支給申請書の作成に関与した事務担当者）

(3) 施術所等の代表者（療養費の振込や従業員の給与支払等、施術所の管理運営状況に基づき確認できる実質的な代表者を含む。）

(4) 前3号に該当する者が所属する団体

4 保険者は、第1項の決定をしたときは、直ちに、代理受領者に対し、療養費代理受領取扱中止決定通知書（様式第11号）を通知するものとする。

5 前項の規定による中止期間中の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 代理受領に係る療養費支給申請は返戻する。

(2) 異なる施術所名又は団体名等で申請した療養費の代理受領に係る療養費支給申請は返戻する。

6 第4項の規定による中止する期間は、同項による決定をした日から起算して5年間とする。ただし、5年経過した日においてな

お、次条に規定する返還金に未納がある場合は、当該返還金の納付が確認できるまでの間、中止する期間を延長するものとする。

- 7 保険者は、第1項の決定をしたときは、速やかにその旨を秋田県に報告し、各保険者その他関係機関への通知を求めるものとする。

(返還金の請求)

第9条 保険者は、前条第1項の決定をした代理受領者に対し、原則として、過去5年間遡及して返還すべき療養費の額を確定し、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- 2 保険者は、不正又は不適正な療養費の請求によって、被害を受けたことに対し、警察に被害届又は刑事告発をするものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(対象となる申請)

- 2 この告示の対象となる療養費支給申請は、平成30年6月1日以降のはり、きゅう及びあん摩マッサージ施術分から適用する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号